

「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」成立にあたって（見解）

2020年12月1日
郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員会

政府は10月30日に「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、郵便法改正案）を閣議決定し、第203臨時国会に法案を提出した。改正内容は、通常郵便物（手紙、はがき等）の配達頻度を現行、週6日以上を週5日以上に見直すことによって土曜日の配達を休止し、送達日数を差出の日から原則3日以内を原則4日以内に緩和するものであり、木曜日に差出された郵便物が翌週の月曜日の配達となる。

郵便法改正案は第201通常国会での法案提出が準備されていたが、かんぽ生命不正販売問題の対応等により提出が見送られ、今臨時国会への提出となった。法案提出が見送りとなった理由として高市総務大臣（当時）は、「かんぽ生命不正販売問題の全容が解明されたとは言えず、国民の理解が得られたとは考えられない」と述べた。1年を超える営業自粛、総務省並びに金融庁による行政処分など、民営化されたとはいえ政府が日本郵政の株式を56.9%保有している「公的企業」が、長年にわたって培ってきた利用者からの信頼を失う事態を招いた責任は重いものがある。こうした中において日本郵政は10月5日からお客さまへのお詫び活動とあわせ、信頼回復に向けた約束を確実に実践することをお知らせする活動を開始した。不利益を被った利用者への補償、パワハラ的な指導を行った管理者への処分、不正販売を行った募集人への対処など、すべての調査等が終了していない段階での法案提出は利用者の理解を得られたのか疑問である。

土曜日休配は企業側からすれば「土曜日、日曜日は休みだから郵便物の受け取りは月曜日でも構わない」ということになるが、個人の利用者からすれば、木曜日にポストに投函した郵便が翌週の月曜日に配達されることは明らかにサービスレベルの低下となる。郵便法の第1条（この法律の目的）は「この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって公共の福祉を増進することを目的とする」と明記されている。郵政民営化によって、郵便貯金法第1条「郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする」、簡易生命保険法1条「国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い料金で提供し、もって国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする」法律は廃止された。民営化によってゆうちょ銀行とかんぽ生命の事業目的から「福祉の増進」が削除されたことにより、かんぽ生命の不正販売問題を発生させたことは明らかだ。

郵便法改正において、①個人の郵便等の利用頻度が低い、②通信手段として電子メールやSNSに移行している等の調査結果をもとに、サービスレベルの低下を利用者に押し付けてはならず、「あまねく公平」「公共の福祉の増進」を将来にわたって維持させていくものでなければならない。また、第三種郵便（定期刊行物）、第四種郵便（通信教育、点字郵便、植物種子等郵便）は政策的軽減料金が設定され、郵便料金等の事業収入によって成り立っており、関係省庁（農水省や文科省など）からの財政措置を

受けることなく、日本郵便が郵便法に則って維持している。日本郵便がユニバーサルサービスを安定的に提供する責務を果たしていくためには、「日本郵便の企業努力」だけでは維持できない。日本郵便が将来にわたって「公共の福祉を増進」させていく企業となることが、利用者にとって有益になるものである。

郵便法改正案は11月20日、衆議院本会議で全会一致で可決、参議院総務委員会での審議を経て11月27日の参議院本会議で全会一致で可決・成立した。国会審議では、郵便法改正案提出の背景として郵便事業における人手不足の深刻化による長時間労働削減、内務の深夜労働削減などが、土曜日の配達を休止することにより日本郵便社員の働き方改革につながるのか審議された。深刻な要員不足が全国的にまん延しているなか、国会において、正規社員、非正規社員の労働実態が審議され、日本郵政増田社長、日本郵便衣川取締役、日本郵政諫山常務執行役、監督官庁である武田総務大臣が答弁したことは大きな意義がある。また、日本共産党の本村伸子衆議院議員が労働契約法20条裁判・最高裁判決に触れ、日本郵便、日本郵政が社会的責任を果たして格差をなくし、均等待遇を実現するように求めた。さらに、格差是正、処遇改善にあたっては、「正規の労働条件を下げ非正規の労働条件に合わせることはあってはならない」と指摘、日本郵便、日本郵政社長に対し「大きな企業が範を示すべき」と迫った。

日本共産党の伊藤岳参議院議員は、仕事内容の変更を伴う場合、労働条件の低下を発生させないこと、変更にあたっては丁寧な対応を求めた。さらに、さいたま新都心郵便局で過度なノルマやパワハラなどによってうつ病を発症した社員が自死し、今年3月に業務上災害が認定された問題を取り上げ、「日本郵便におけるノルマ必達主義のあり方が問われており、その背景に年賀はがきの自爆営業やかんぼの不正販売がある」として日本郵便及び日本郵政社長を厳しく追及、「職場の改善に生かすべき」と迫り、増田社長が「お客さまと社員の幸せを経営理念として目指していく」と答弁した。

法案成立にあたって衆議院では5項目、参議院では6項目の附帯決議が提案され、全会一致で承認された。三の項では、郵便サービスを将来にわたって維持し、全国あまねく安定的にユニバーサルサービスを提供する責務を日本郵便は果たしていくために、政府としての必要な措置を講じることを求めている。五の項では、かんぼ不正営業について触れ、信頼回復と再発防止策の確かな推進、経営の健全化を指導監督することを求めている。さらに、四の項では日本郵便に対し、社員の処遇や労働条件の改善について、①非正規雇用を含めすべての社員を大切にすること、②長時間労働を招くことのないようにすること、③出来る限り深夜労働を減らすことができるよう指導監督を行うこと、④働き方改革関連法の趣旨に則り、雇用を維持し、同一労働同一賃金を具現化するよう指導監督を行うこと求めている。日本郵便には国会審議における社長及び役員、総務大臣の答弁を誠実に履行する責任が課せられている。

日本郵便の衣川取締役は国会審議を通じて、「最高裁判決の内容、政府の指針を踏まえて速やかに労使交渉を進め、必要な制度改正について適切にとりくむ」と答弁した。郵政ユニオンは、日本郵便との交渉を通じて、最高裁判決をおとしめるような「制度改正」提案を許さない立場で交渉に臨んでいくとともに、日本郵便が「公共の福祉を増進」を事業目的とし、ユニバーサルサービスの維持、向上に資する事業となるよう広く運動を進めていくことを法案成立にあたって表明する。

以上